## 工事請負契約書及び業務委託契約書の一部改正について

令和2年10月1日から施行される建設業法の改正内容(令和元年法律第三十号)を踏まえ、下記のとおり、当局の工事請負契約書及び業務委託契約書の一部を改正することをお知らせします。

記

## 1 建設業法改正の主な内容

- (1) 建設業の許可要件に社会保険への加入を追加。
- (2) 監理技術者補佐を専任で置くことにより、監理技術者が2つの現場を兼任することが可能となる。(専任義務の緩和)

## 2 契約書の改正概要

- (1) 社会保険未加入業者の下請禁止(工事請負契約書のみ) 社会保険未加入の建設業者を下請人とすることを禁止する。ただし、一定 の猶予期間を設ける。
- (2) **監理技術者補佐の設置に関する規定**(工事請負契約書のみ) 受注者が監理技術者補佐を置く場合は,書面でその氏名その他必要な事項 を発注者に通知すること等を義務づける。
- (3) その他所要の規定整備(工事請負契約書及び業務委託契約書)

## 3 改正の適用時期

令和2年10月1日以降に入札公告を行う案件から改正を適用する。 ただし、2(2)の監理技術者補佐の設置に関する規定については、制度運用開始まで適用しない。(\*\*)

※ 2(2)の適用時期は、制度運用開始決定次第、改めてお知らせします。